

宇部商工会議所の活動って、何？

国・県等への陳情・要望活動

全国約520商工会議所が一体となり全国の中小企業のために、政府・国会などに、また必要に応じ地域内の課題解決のために県内会議所や当所単独で関係機関に各種陳情・要望を続け実現を目指しています。たとえば、中小企業活性化のための支援体制の強化、まちづくりへの支援、税制改正、山口宇部空港の機能拡充、宇部港湾の整備など年間10回以上、延べ約90項目に亘る陳情活動を行っています。



商・工業活性化事業の推進

商工業の活性化、産学公連携推進、活力あるまちづくり、円滑な事業承継の実現にむけ、委員会、研修会、企業PR、巡回指導など様々な支援事業を行っています。



人材育成、労働環境整備の促進

若年労働者の市内定住促進を目指し、インターンシップの推進や企業合同就職フェアを開催しています。また各種検定の実施やセミナーの開催により、産業人を育て、生涯学習の振興を行っています。



地域振興の支援

宇部市花火大会、新川まつり、宇部まつりなど宇部市の賑わいづくりを目指し、各種イベントの開催、支援をしています。



各種事業の実施

会議所の運営は100名の会員代表議員により、事業計画・予算、決算などが審議され、さらに議員のなかから選ばれた30名の常議員により事業細部について決議され、各種事業が展開されます。



入会申込み資格

宇部市内で6ヶ月以上営業しておられる商工業者の方や医療(医師・歯科医師等)、教育・社会福祉、専門サービス業(弁護士・税理士等)の方であれば、個人から法人まで、規模・業種・本店・支店・営業所を問わずご入会いただけます。また、協同組合、公社、特定非営利活動法人、宗教法人の方もご入会いただけます。

入会手続き

1. 所定の「会員入会申込書」に必要事項をご記入のうえ、会議所にご送付ください。
2. 加入が承認されましたら、会員証が発行され、会議所報などの送付が開始されます。

ACCESS

アクセス



- 宇部市営バス …………… 商工会議所前バス停より徒歩1分
- JR宇部線 …………… 東新川駅より徒歩6分

〒755-8558 宇部市松山町一丁目16番18号
TEL0836-31-0251 FAX0836-22-3355 <http://www.ubecci.or.jp/>

非常識への挑戦

入会のご案内

UBE C.C.I.

UBE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

経営に活かせるこのメリット



宇部商工会議所

もっと元氣な宇部に、もっと元氣な企業に！

宇部商工会議所は、市内会員企業によって組織され、宇部地域経済の振興と魅力ある宇部の創造に向かって、各種事業を展開しています。

商工会議所は「商工会議所法」に基づいて組織運営が定められ、その地区における商工業の総合的な改善を図り、兼ねて社会一般の福祉増進に資することを活動目的とした特別認可法人です。国内はもとより海外においても、商工会議所とその会員に対する信頼度が高いことは、法に裏付けされた公的な性格によるものです。



宇部商工会議所の会員になると…

なんといっても信用力が高まります。また、会議所のさまざまな機能を積極的にご活用いただくことで、事業の拡大を図ることができます。年会費は必要ですが、会費以上の特典が活用できます。

MERIT 人脈づくり・情報収集

- 情報誌として、毎月会議所報をお届けします。この所報には、地域経済や企業の動向や会員事業所の紹介をはじめ、当所が企画する会員向けの研修会やイベント等、会員サービスの情報が掲載されています。
- 同業種で構成された部会活動を通じて、情報交換・親睦を図る事ができます。また、後継者の育成、会員相互の資質の向上や親睦等を目的とした女性会・青年部に入会する事ができます。
- 会員大会に参加し、多くの会員と交流を図ることができます。



MERIT 経営サポート・人材育成

- 低利な政府系金融機関等の事業資金の借入についてアドバイスを受けることができます。
- 経営、記帳、税務、労務、法律、取引など多岐にわたった個別相談に対し、懇切丁寧な指導を受ける事ができます。
- 講演会や研修会に無料、又は会員割引で参加する事ができます。
- 「記帳」や「労働保険（労災保険・雇用保険）」の事務を格安で会議所に委託する事ができます。



MERIT 共済・福利厚生

- 各種保険（生命共済・退職金・損保など）が団体扱いとなり割安で加入する事ができます。
- 会議所が行う健康診断に掛る受診料の一部補助を受ける事ができます。
- 会員事業所の推薦により優良・永年勤続従業員の方々を表彰します。



非常識への挑戦

【注意】「会員」と「特定商工業者」とは違います

会員とは…

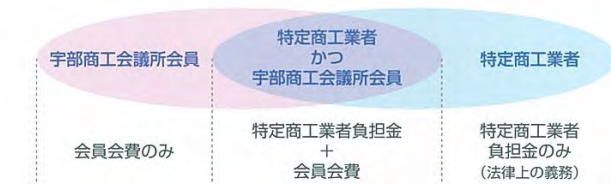
事業者の自由意思によって加入し、会費を支払うことで事業の拡大を図るためのさまざまな事業・サービスが受けられます。

※特定商工業者負担金とは別に、商工会議所会費をご負担いただけます。

特定商工業者とは…

法律で義務づけられた制度で、その規模が法律で定められた基準であれば会員・非会員にかかわらず商工会議所に登録し、負担金のお願いをさせていただきます。

※特定商工業者として事業内容を商工会議所に登録されただけでは、会員ではありません。



会費

資本金額・従業員数、その他の条件を勘案し、会費のご負担をお願いしております。

…………… 1口 3,800円

- 法人格を有する商工業者等……………年額 3口 11,400円以上
- 協同組合や社団法人等、商工業者で組織する団体 年額 3口 11,400円以上
- 個人商工業者等……………年額 2口 7,600円以上

※特定商工業者（資本金または払込済出資総額が300万円以上の法人、及び従業員が商業・サービス業にあっては5名以上、製造業その他にあっては20名以上の法人並びに個人事業主）に該当する方は、会費とは別に法定負担金（年2,000円）が必要です。

会費・負担金の経理処理

会費は全額、損金または必要経費に算入できます。